

◇ 夫婦関係調整(離婚)の調停を申し立てる方へ ◇

1 手続きの概要

離婚について当事者間の話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では、離婚そのものだけでなく、離婚後の子どもの親権者を誰にするか、親権者とならない親と子との面会交流をどうするか、養育費、離婚に際しての財産分与や年金分割の割合、慰謝料についてどうするかといった財産に関する問題も一緒に話し合うことができます。

2 申立てできる方

夫または妻

3 申立先

相手方の住所地(実際に住んでいる住所)の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

4 申立てに当たり提出をお願いするものは、次のとおりです。

必ず「申立書提出前のチェックシート」でチェックしてから提出してください。

(申立書提出の際、□のチェック欄を利用し、必要なものが揃っているかどうかご確認ください。)

□ 下記の5に記載の書類

□ 夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通

□ 年金分割のための情報通知書 原本1通、写し2通 ※

- ※
- ・年金分割の割合についての申立てをする場合のみ必要です。
 - ・後日提出されても構いません。
 - ・各年金制度ごとに必要となります。
 - ・情報通知書は、発行日から1年以内のものが必要になります。
 - ・情報通知書の請求手続については、年金事務所、各共済組合又は私学事業団の窓口にお問い合わせください。

収入印紙と郵便切手は裁判所では売っていませんので、あらかじめ郵便局等でお買い求めください。



□ 収入印紙 1,200円分

□ 郵便切手 140円×1枚、100円×2枚、84円×6枚、50円×2枚、
20円×4枚、10円×4枚、5円×2枚、2円×4枚 (1,082円分)

◎ 審理のために必要な場合は、書類や郵便切手の追加提出をお願いすることがあります。

5 申立てする方が記入して提出する書類

1	申立書	裁判所から、申立ての内容を知らせるため、写しを相手方に送付します。提出の際には、相手方への送付用として申立書のコピーも提出してください。
		相手方の住所は相手方が <u>実際に住んでおられる住所</u> を記載してください。 申立人の住所を相手方に知られると、生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある場合は、申立書には相手方に知られてもよい場所(同居中の住所など)を記載することができます。
2	事情説明書	申立てに至った事情などを記載してください。 相手方から申請があれば、原則として相手方に見せたり、コピーをとらせたりします。その前提で、書くことができる範囲で記入してください。
3	送達場所等の届出書	裁判所から申立人に書類を送付する場所を記載してください(申立書の記載と別の住所にすることも可能です)。 相手方に知られることで生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障があるような場所はできるだけ避けてください。
4	進行連絡メモ	調停の進行に関して、参考にするものです。 特別な事情がない限り非開示とします。

6 申立てする方に読んでおいてほしい書類

1	裁判所に書面を提出される方へ	裁判所に書面を提出する場合の注意書です。 提出された書類は、相手方から申請があれば原則として相手方に見せたりコピーをとらせたりします。提出される書類で、相手方に知られると生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報は、 <u>ご自身でその部分を黒塗りするなどして読み取れないようにしてコピーしたものを提出してください。</u> また、 <u>自ら作成する書面にそのような情報を記載しないようにしてください。</u>
---	----------------	--

7 相手方に知られたくない情報がある方へ

相手方に知られることで、生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報のある方は、[このページ](#)の下部にある「14 相手方に知られたくない情報がある方へ」をご覧ください。

8 書類の提出及びお問い合わせ先

〒920-8655 金沢市丸の内7番1号 金沢家庭裁判所 076-221-3114(受付)
(平日8:30~12:00 及び 13:00~17:00)



9 Q&A

Q1 離婚した方がよいかどうか判断がつかずに悩んでいるのですが、調停を申し立てた場合、手続はどのように進みますか。

A1 申立書には、離婚を求めるのか、円満調整を求めるのか記入していただくこととなりますが、調停での話合いの方向は、必ずしも記入した方向に決められるものではありません。離婚を求めた場合でも、話合いを進めてきた結果、もう一度円満にやり直したいという気持ちになれば、円満調整の方向で調停を進めることができます。また、申立人は、調停での話合いの結果、調停を続ける必要がなくなったときは、申立てを取り下げることができます。

Q2 調停をしないで裁判をすることはできないのですか。

A2 離婚の裁判をするには、原則として、調停の手続を経ることが必要です。ただし、相手方が行方不明である場合など、調停をすることが不可能な場合には、最初から裁判をすることができる場合もあります。

Q3 相手方が調停に出席しなかったり、出席しても離婚に応じないときは、どうなるのですか。

A3 調停は、双方が裁判所に出席して、話合いにより、自主的な解決を図る制度ですので、相手方の協力が必要です。調停委員会は、相手方に出席するよう働き掛けを行ったり、双方の合意ができるよう調整に努めたりしますが、相手方が出席しない場合や双方の合意ができない場合には、調停は不成立として終了することになります。この場合、あなたが離婚を求めたいときには、離婚の裁判を提起する必要があります。

Q4 離婚の調停が成立した場合、どのような手続をすればよいのですか。

A4 申立人には、戸籍法による届出義務がありますので、調停が成立してから10日以内に、市区町村役場に離婚の届出をしなければなりません。届出には、調停調書謄本のほか、戸籍謄本などの提出を求められることがありますので、詳しくは届出をする役場にお問い合わせください。また、年金分割の割合を決めた場合には、年金事務所、各共済組合又は私学事業団のいずれかにおいて、年金分割の請求手続を行う必要があります(家庭裁判所の調停に基づき自動的に分割されるわけではありません。)